

社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA～Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人 日本建設業連合会(日建連)

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A～Dで評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明
(1)	「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、元請の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。	・「社会保険未加入対策推進協議会」及び同ワーキンググループに参画。	A	・今後も社会保険未加入対策推進協議会及び同ワーキンググループに参画する。
(2)	会員企業への周知 ・保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	・平成24年10月に「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」を策定、また本年7月に会員企業へ国土交通省作成の社会保険啓蒙ポスターを配布し事業所及び作業所に掲示するよう要請。	A	・今後も必要に応じて文書策定等により会員企業への周知を図る。
(3)	専門工事業団体との連携 ・(一社)建設産業専門団体連合会と連携し、専門工事業者の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を検討する。	・(一社)建設産業専門団体連合会と保険加入状況調査結果について相互に情報交換すること、また必要に応じて協議することを合意。	A	・(一社)建設産業専門団体連合会は毎年10月に調査実施予定、日建連は毎年最終四半期に実施予定。
(4)	就労履歴管理システムの構築等 ・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、事業所での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため、就労履歴管理システム、又は保険加入チェックシステムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用について、国と一体となった検討体制に参画して、実用化に向けた検討を進める。	・本年4月に就労履歴管理システム(仮称)の構築について国土交通省に要請、またシステム構築に向け「技能労働者の技能の「見える化」ワーキンググループ」に参画。	A	・今後も「技能労働者の技能の「見える化」ワーキンググループ」に参画し、意見具申を行う。

団体名：一般社団法人 日本建設業連合会（日建連）

加入促進計画に記載した各団体の取組内容		加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
(5)	法定福利費等の確保 ・国と一体となって見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。 ・民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を働き掛ける。 ・会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要請する。 ・法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。	・国土交通省と意見交換を行いながら本年7月に法定福利費の個人負担分の取扱いを示す「労務賃金改善等要綱」、及び事業主負担分の取扱いを示す「法定福利費を内訳明示する見積書の活用のマニュアル」を策定。また全国9支部で説明会を実施。 ・会員企業が9月からの標準見積書提出に適性対応できるよう、国土交通省へ各団体の標準見積書提示を要請。 ・会員企業への建退共本部作成の普及推進ポスター配布、及び「建退共加入促進強化月間（10月）」への取組みを要請。また、本年2月に民間工事における普及に関する調査を実施（調査結果は別添資料①）。	A	・今後も必要に応じて文書策定や調査等による会員企業への周知と適正対応の浸透化を図る。また、民間工事での証紙費用の積算算入に関する検討を行う。
(6)	適正工期の確保 ・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けてアンケート調査による現状の把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記の要請、パンフレット等による民間発注者への働き掛けを行う。	・ゆとり創出（毎月第2土曜日統一閉所運動）ポスターを作成し、会員企業へ配布。また、毎年10月に閉所率に関する調査を実施（調査結果は別添資料②）。	B	・今後も継続的に調査を実施するとともに毎月第2土曜日統一閉所運動を展開する。 ・官民の発注者に、適切な工期設定についての理解と協力を要請する。
(7)	重層化の改善 ・「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。 ・下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。	・社会保険への加入促進に伴って社会保険の適用除外となる一人親方等の増加が懸念されることから、偽装請負の法令違反の是正に向けてリーフレットを作成し、会員各社に配布し、下請企業等への周知徹底を要請。 ・「労務賃金改善等要綱」の中で重層構造改善として5年を目途に可能な分野で原則2次とする基本姿勢を表明。また、本年2月に重層化対策への取組状況に関する調査を実施（調査結果は別添資料③）	A	・今後も必要に応じて文書策定や調査等による会員企業への周知を図る。 ・重層構造の諸問題と取組事項を整理し、分野毎での下請次数の目標を設定する。
(8)	実効性のある低入札防止対策の徹底 ・国、地方自治体等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求める。	・平成24年6月に「適正な受注活動の徹底について」、本年4月に「技能労働者の適正な賃金の確保について」を策定し、会員企業に適性な受注活動（適正価格での受注）を要請。 ・国土交通省地方整備局等との共催により国、県、政令市、高速道路会社、機構、事業団の発注機関の参加を得て本年5月から6月にかけて全国9地区で「公共工事の諸課題に関する意見交換会」を開催。その中で低入札防止対策の充実について要請。	A	・公共工事の発注者に低価格受注の防止に資する入札契約システムの整備や、より根本的には公共工事の平準化を要請する。